



■ 地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちと関わりを持ちながら、様々な生活課題を抱えて生活しています。

中でも、高齢者の介護や障がい者、子育て、あるいは生活困窮に関する支援などの福祉課題は、誰もが抱える可能性を持っています。また福祉課題を抱えて何らかの支援を必要とする人は、地域社会に数多く存在し、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

このような状況を踏まえ、私たちはまず個人や家族で、自分の暮らしに責任を持ち、安心安全で自立した生活（人生）を送りたいと願っています。これは誰にも共通する願いだといえます。

しかし時として、個人や家族だけでは解決することが困難なことに直面することがあります。このような時には、様々な方法で課題に対応することが必要となります。

このため、地域住民・行政機関・福祉関係機関や団体・企業などの地域を構成する人々が協働して何ができるか、またはどのように協力できるかを考え、行動できる地域を創造していくことが今後の地域福祉のあり方であると考えます。



■ 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内体制の充実及び市民参加による計画の推進を図ります。

1 庁内推進体制の充実

- 「八代市地域福祉計画策定・評価委員会」において、各年度における実施状況を把握、点検しながらその後の対策を実施していきます。

2 市民参加による計画の推進

- 本計画を推進するうえで、住民の理解と参加が不可欠です。このため、本計画の内容を市のホームページや概要版の配布等により、広く市民に周知します。
- 住民が自ら地域福祉について考える機会を提供するために住民座談会を開き、地域に応じた福祉活動を推進します。

■ 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

■ 根拠法

市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づいて策定されるものです。

八代市健康福祉部障がい福祉課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
TEL 0965-35-0294 Fax 0965-33-8983

第2次 八代市地域福祉計画



ちいさな いっぽ きっと
ふくらむ 暮らし しあわせ

八代市 概要版

基本理念

①個人の尊厳

個人が「人」としての尊厳をもって、家庭や地域の中で安心のある生活が送れる社会を実現します。

②住民参画

地域住民や各種団体がまちづくりに主体的に参画し、いきいきと生活できるような社会を実現します。

③共に生きる社会づくり

人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて互いを認め合い、支えあうための活動が展開される社会を実現します。

「個人の尊厳」「住民参画」「共に生きる社会づくり」

基本目標

1

住民同士の支え合いと地域の結びつきの強化



2

利用者本位のサービスを受ける仕組みと提供する環境の整備



3

地域福祉を支える仕組みの構築と福祉のまちづくり・環境づくり



基本施策

市民・地域の主な取り組み

行政等の主な取り組み

1 住民一人ひとりの意識づけ	○ 地域におけるあいさつ運動の推進 ○ 地域活動への参加	○ 職員の社会貢献活動意識の高揚促進
2 ボランティア活動を育む土壌づくり	○ 身近なボランティア・NPO活動への参加	○ ボランティア・NPO活動の情報提供の推進 ○ ボランティア養成講座の実施など人材育成に係る支援
3 地域の連帯と交流の場づくり	○ コミュニティ活動への積極的な参加 ○ 高齢者など誰もが活躍できる場づくり	○ 誰もが気軽に集える「地域の縁がわづくり」の推進 ○ 住民座談会の開催
4 防犯、防災につながる支え合いの実現	○ 地域を犯罪から守るための見守り体制づくり ○ 災害時に支援が必要な人への地域ぐるみの体制づくり	○ 非行、虐待等の防止に向けた支援体制の確立 ○ 地域防災計画に基づく防災基盤の整備



1 福祉サービスの情報提供	○ 地域住民、団体と民生委員・児童委員等の連携強化による相談・情報提供体制の充実	○ 広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用した情報提供の推進 ○ 地域における身近な相談窓口機能の充実
2 地域の福祉課題の把握	○ 民生委員・児童委員活動やふれあい委員活動を通じた課題の把握	○ 各種アンケート調査、住民座談会等による福祉課題の把握
3 サービス基盤の整備	○ サービス提供者による利用者のニーズの把握強化 ○ サービス提供者による相談及び苦情に対応する体制の強化	○ 高齢者、障がい者、子育て等個別計画の推進及び検証 ○ 福祉サービスに係る苦情や意見に対する点検制度の構築

1 さまざまな枠組みを超えた機関の連携・構築	○ 地域のネットワークへの参加	○ 地域活動に係る団体、個人が横断的に参加するネットワークの構築 ○ 行政の各分野が横断的に連携したサービス事業の提供促進
2 地域福祉が根付く風土の醸成	○ 地域住民相互の交流機会の創出および参加促進 ○ 要支援者への地域住民による見守り体制の構築	○ 関係機関等との連携強化 ○ 要支援者を早期に発見するための体制強化
3 社会参加の促進	○ 地域の伝統行事や各種イベントの参加促進 ○ いきいきサロンの活動内容の充実と参加促進	○ 過疎地における交通手段の確保 ○ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
4 地域の課題を地域で解決する仕組みの展開	○ 一人暮らし高齢者や障がい者への見守り体制の充実（ふれあい委員等） ○ 地域ぐるみで子育てを応援していく体制づくりの推進（こども見守り隊等）	○ 地域福祉ネットワークづくりの支援 ○ 地域福祉について考える機会や情報の提供

